

全ト協発第605号(環)
平成28年3月11日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野良三



デファレンシャル・オイル不良による火災事故防止の徹底について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省自動車局安全政策課長及び整備課長連名により、別添のとおり通達が発出されました。

本通達は、昨年末から2月8日までに貸切バスの車両火災事故が複数発生し、そのうち岡山県津山市の火災(1月31日)及び北海道勇払郡の火災(2月8日)について分析したところ、差動装置(デファレンシャル)のオイルが不足もしくは著しく劣化したことにより、同装置の内部が過熱し火災に至ったものと推定されたことを受けたものです。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解の上、同種の事故を未然に防止するため、傘下の会員事業者に対して周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原、齋藤(晃)
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

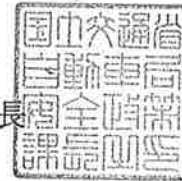




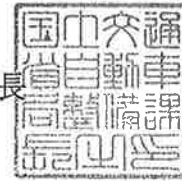
国自安第268号
国自整第393号
平成28年3月4日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長



整備課長



デファレンシャル・オイル不良による火災事故防止の徹底について

事業用自動車の車両火災事故の防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところであるが、昨年未から2月8日までに、複数の火災事故が発生していることは誠に遺憾である。

このうち、岡山県津山市の火災（1月31日）、北海道勇払郡の火災（2月8日）は、いずれも貸切バスが走行中、後軸付近から出火したものであり、その状況から、差動装置（デファレンシャル）のオイルが不足もしくは著しく劣化したことにより潤滑不良となった状態で走行を続けたことから同装置の内部が過熱し、火災に至ったものと推定されている。

このようなことから、同種の事故を未然に防止するため、貴協会傘下会員に対し、下記事項について徹底を図り、輸送の安全に万全を期されたい。

記

1. デファレンシャル周辺のオイル漏れの有無を点検し、オイル漏れがある場合は所要の整備を実施すること。
2. デファレンシャルのオイルの量を点検し、不足している場合は補給すること。
3. デファレンシャル・オイルは、自動車製作者等が推奨する期間を参考として交換すること。